

宜 基 涉 第 34 号  
平成 23 年 10 月 17 日

内閣総理大臣  
野 田 佳 彦 殿

宜野湾市長職務代理者  
宜野湾市副市長 米 須 清 栄

## 普天間飛行場から派生する諸問題の解決 について要請

貴職におかれましては、普天間飛行場問題の解決促進のため平素から格別のご理解を賜り、ご尽力されていることに対しまして厚くお礼を申し上げます。

さて、本市の中央に位置する普天間飛行場は先の沖縄戦におきまして、国内唯一の筆舌に尽くしがたい地上戦の最中に建設され本土空爆のために B 2 9 の滑走路として使用されたことは、ご承知のとおりでございます。

その後、昭和 27 年 4 月 28 日にサンフランシスコ平和条約と日米安全保障条約を発効し、日本は大願の独立を果たしました。それと同時に沖縄県は日本国から切り離されて、戦後 27 年間に及ぶ米軍施政権の下で基地あるが故の事件、事故等の被害の苦難な歴史を辿ってまいりました。来年は 1972 年の「祖国復帰」から 40 周年の節目の年を迎えます。

しかしながら、戦後 65 年余にわたって普天間飛行場から派生する過重な基地被害による市民生活への大きな影響と深刻な問題を及ぼしており、いまだ解消されたとは言えず今日に至っております。

本日は市民が日々被っている基地から派生する諸問題に関して要請するとともに、基地被害の負担軽減の解決に向けて切に望むものでございます。

つきましては、普天間飛行場から派生する諸問題の解決について、ご理解となお一層のご尽力を賜りますよう、次のとおり要請いたします。

## 要 請 事 項

- 1 普天間飛行場所属機 C H 4 6 へリの機体部品の落下及び K C - 1 3 0 J 空中給油輸送機の予防着陸について
- 2 普天間飛行場周辺放送受信障害対策事業の対象区域外の対策及び視聴維持等の対応方について
- 3 普天間飛行場の防衛施設周辺放送受信事業補助金( NHK 放送受信料補助 ) に関する対象施設の適用について
- 4 住宅防音対象区域の拡大及び区域指定告示後に建築された住宅等の騒音対策について

## 1 普天間飛行場所属機 C H 46 への機体部品の落下及び K C 130 J 空中給油輸送機の予防着陸について

去る9月28日に沖縄防衛局からの通報により第1海兵航空団所属(普天間飛行場所属)のC H 46ヘリが、普天間飛行場を離陸し沖縄本島沖の訓練区域で定期訓練を行ない、10時45分頃帰投した普天間飛行場で機体を確認したところ、長さ2フィート、幅1フィートのグラスファイバー製のパネルとそれを固定していた留め具4つが紛失したとの連絡を受けた。同機の飛行経路は、普天間飛行場と東海岸の間、約4kmの離発着区間を除き海上であったとの通報を受けております。即時、本市として原因究明と再発防止について米側に抗議するよう申し入れをいたしました。米軍は原因究明の調査を開始し遺憾の意を表明したにも拘らず、事故原因や再発防止策の説明の無いまま同型機の訓練を開始し密集市街地上空を飛行し続けております。

さらに10月6日には、K C 130 J 空中給油輸送機が同じく沖縄本島沖の訓練区域で空中給油を実施し終了後、空中給油用ホースが完全収納できず10フィート伸びた状態で予防着陸したとの通報もを受けております。

度重なる事故に関し沖縄防衛局としても米側に「航空機の整備点検の徹底及び原因の究明・通知」を申し入れしたとのことではありますが、市民への十分な説明が無いまま、度重なる事故に対して強い不安と憤りを感じるものであります。

特に、平成16年8月の沖縄国際大学本館にC H 53大型ヘリが墜落し大惨事となったことは記憶に新しく、その後の「沖縄における米軍ヘリ墜落事故に関する事故分科委員会の報告書」で整備マニュアルの改訂の指示等、米海兵隊によって既に執られた措置に加え、日米合同委員会に対して、今後の再発防止のための措置の勧告に基づき、平成19年8月には「普天間飛行場に係る場周経路の再検討及び更なる可能な安全対策についての検討に関する報告書」が取りまとめられ承認されております。

このような米軍機による事故は、市民を巻き込んだ大惨事に繋がりがねず市民の生命及び財産に関わるような事故については、国として米側に対し厳重に抗議するとともに、早期の原因究明と再発防止の徹底を求め、また、究明されるまでの間は同型機の飛行訓練を停止していただくよう危険性除去に向けた取組を要請いたします。

## 2 普天間飛行場周辺放送受信障害対策事業の対象区域外の対策及び視聴維持等の対応方について

今年、7月24日から地上デジタル放送の完全移行が施行されました。本市においては米軍機の住宅地上空飛行に伴い、市内全域的に市民から地上デジタル放送受信障害被害を訴える厳しい声が多数寄せられております。現在、防衛省の「防衛施設周辺の生活環境に関する法律」第3条の規定により、障害防止対策の助成をいただき野嵩、普天間及び新城の一部地域で約900戸（約2,000世帯）を対象に民間ケーブルネットを活用して、受信障害対策事業を進めているところでございます。

しかしながら、対象区域外の地域住民からも受信障害被害がある旨の声が多数寄せられており、対象外地域においても地上デジタル放送が円滑に視聴できるよう対策を講じる必要がございます。

国の政策によって、地上デジタル放送が開始され、地域住民は高価な出費等地デジ化対策を講じてきたにも関わらず、楽しみにしているテレビさえも満足に視聴できないことは、生活環境の侵害であるとさえ思われ、大変残念なことでもございます。

つきましては、普天間飛行場が市の中心部に位置することから米軍機の住宅地上空飛行に伴い派生する受信障害の完全解消を求めるものであり、また米軍への提供施設である国の責任として対策を講じるべきであります。併せて普天間飛行場の閉鎖、返還までの間について、地上デジタル放送の良好な視聴を維持するため財政措置を講じていただくよう重ねてお願い申し上げます。

### 別紙1 米軍機飛行に伴う受信障害に関する資料

## 3 普天間飛行場の防衛施設周辺放送受信事業補助金(NHK放送受信料補助)に関する対象施設の適用について

沖縄県におけるNHK放送受信料の補助は「防衛施設周辺放送受信事業補助金交付要綱」第1条の規定により、その対象区域を嘉手納飛行場、伊江島補助飛行場及び出砂島射爆撃場と定められております。

当該要綱の第1条は、「…安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊が使用する飛行場又は対地射爆撃場でターボ

ジェット発動機を有する航空機の離陸、着陸が頻繁に実施されるものの周辺地域」と規定され、普天間飛行場は主にヘリ基地のため、ターボジェット発動機の所属部隊が存在しないがために適用されていないものと考えております。

しかし、普天間飛行場の所属機にはUC 35ジェット作戦支援機3機を有しており、日常的に住宅地上空を離発着しタッチ・アンド・ゴウの飛行訓練も行われております。また、海兵隊普天間航空基地は第3海兵遠征軍(MEF)の第1海兵航空団傘下にあることから、同航空団傘下の海兵隊岩国航空基地所属のFA 18ジェット戦闘機が沖縄での訓練区域で軍事演習への参加や飛行訓練等のため、普天間飛行場へ頻繁に飛来し凄まじい騒音を発生させ環境基準値を遥かに超えた状態で離着陸を繰り返しております。

つきましては、そのような現状と事情を汲み取っていただき放送受信料の減額措置を賜りたい。

## 別紙2 航空機騒音に関する資料

### 4 住宅防音対象区域の拡大及び区域指定告示後に建築された住宅等の騒音対策について

普天間飛行場周辺地域においては、滑走路両端区域を中心に80W値以上が昭和56年7月に、75W値以上が昭和58年9月に住宅防音工事の対象区域とされております。

近年、相次ぐ住宅地上空での米軍ヘリやKC-130空中給油機等の旋回飛行訓練に加えて、嘉手納飛行場のP3C対潜哨戒機、岩国飛行場のFA 18ジェット戦闘機等の外来機の頻繁な飛来のため市内全域での騒音が発生し、多くの市民から住宅防音工事区域の指定を求める強い要望の声が上がっております。

また、沖縄防衛局が平成22年1月1日から平成23年3月31日まで(土日、祝日(米軍の祝日を含む。))及び地元行事日等を除く)の期間普天間飛行場の周辺を飛行する回転翼の航跡を測定しており、その飛行状況調査結果からも場周経路から外れた飛行航跡が多数見受けられます。一方、この調査結果には固定翼機の飛行経路が含まれておらず、そのことを踏まえれば市民にとっては、深刻な騒音被害の実態であると受け止めていただきたい。

現行の防音区域指定告示から約30年近くにもなることから、受忍

限度を超えた騒音被害の市民の声をぜひ受け止め、騒音コンターを見直していただき、住宅防音工事の市内全域への拡大と区域指定告示後に建築された住宅、店舗及び事務所等について防音工事の対象となるよう強く要請いたします。

別紙 3 防音工事区域指定に関する資料